



他人の物をとる行為(窃盗)は

**犯罪**です!

校内で財布の中から現金などが取られるという被害が数件発生しました。このような行為は法律(刑法)で「窃盗」という犯罪であると規定されており、犯人は逮捕・補導される可能性があります。

## 窃盗(刑法第235条)

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### 【盗難の被害に遭わないために】

- ① 多額の現金や高価な物を学校に持ってこない。
  - ② 貴重品は常に持ち歩く等きちんと管理するか、先生に預ける。
  - ③ 被害に遭(あ)ってしまったらすぐに保護者および先生に相談する。
- ※ 早めに相談する。遅くなると対応が難しくなります。

一人一人の注意で盗難のない学校を目指そう